

二二〇	プラスチック製造業	三〇	二二〇	二二〇	一 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、
二二九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	五〇	五〇	三〇	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。
二二八	コールドロール製品製造業	〇	二二	二二	
二二七	発酵工業	〇	二二	二二	
二二六	メタン誘導品製造業	三〇	三〇	二二〇	三 エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。
二二二	合成ゴム製造業	四〇	四〇	四〇	五〇、五〇とする。 二 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。
二二三	有機化学工業製品製造業（二〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五〇	五〇	五〇	一 有機化学工業製品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二七〇、二七〇とする。 二 有機農業原体製造工程にあつては、第
二二五	合成繊維製造業	三〇	二二	二二	アクリル系繊維製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、四〇、三〇とする。
二二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
二二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	五〇	三〇	二二〇	三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
二二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
二二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	一〇	一〇	
二二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	四〇	三〇	
二二九	塗料製造業				
二三〇	印刷インキ製造業	四〇	四〇	三〇	

一三二	医薬品原薬・製剤製造業	一〇〇	九〇	六〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、第三欄の3の値は、七〇とする。
一三三	医薬品製剤製造業	八〇	六〇	三〇	
一三三	生物学的製剤製造業	三〇	三〇	三〇	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二〇	二〇	二〇	
一三五	動物用医薬品製造業	六〇	六〇	五〇	
一三六	火薬類製造業	二〇	二〇	二〇	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。
一三七	農薬製造業	三〇	三〇	二〇	
一三八	合成香料製造業	二二	一一	一一	
一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	二〇	
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧				
一四二	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	二〇	二〇	二〇	
一四三	写真感光材料製造業	一〇	一〇	一〇	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	四〇	四〇	四〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業	〇	〇	〇	
一四六	化学工業(一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	七〇	四〇	四〇	
一四七	石油精製業	二〇	二〇	二〇	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
一四八	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	三〇	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇、四〇とする。
一四九	コークス製造業				
一五〇	石油コークス製造業	七〇	七〇	五〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇	一〇	一〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成形型洗浄工程に係るもの	六〇	四〇	四〇	
一五三	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	三〇	二〇	二〇	
一五四	なめしかわ製造業	一〇	一〇	一〇	
一五五	毛皮製造業	五〇	五〇	五〇	
一五六	板ガラス製造業	一〇	一〇	一〇	
一五七	板ガラス加工業				
一五八	ガラス製加工素材製造業				
一五九	ガラス容器製造業				
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業				
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器				

一七三	高炉による製鉄業	一〇	一〇	一〇	コークス炉を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄
一七二	うわ薬製造業	二〇	二〇	二〇	
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業				
一六九	碎石製造業	三〇	二〇	二〇	
一六八	黒鉛電極製造業	二〇	二〇	二〇	
一六七	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)				
一六六	コンクリート製品製造業				
一六五	生コンクリート製造業				
一六四	ガラス・同製品製造業(二五六の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一六三	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	三〇	
一六二	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	五〇	五〇	五〇	
	具製造業				
一八五	引抜鋼管製造業	二〇	二〇	二〇	
一八四	磨棒鋼製造業	二〇	二〇	二〇	
一八三	伸鉄業	二〇	二〇	二〇	
一八二	鋼管製造業				
一八一	冷間ロール成形鋼製造業	二〇	二〇	二〇	
一八〇	冷間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	三〇	二〇	二〇	
一七九	熱間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)				
一七八	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	二〇	二〇	二〇	
一七六	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一七五	フェロアロイ製造業	二〇	二〇	二〇	
					の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。
一九八	鉄粉製造業				
一九七	可鍛鋳鉄製造業				
一九六	鋳鉄管製造業				
一九五	鋳鉄鋳物製造業(次項及び一九七の項に掲げるものを除く。)				
一九四	鋳鋼製造業				
一九三	鍛工品製造業				
一九二	鍛鋼製造業				
一九一	表面処理鋼材製造業(二八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一九〇	めっき鉄鋼線製造業				
一八九	めっき鋼管製造業				
一八八	亜鉛鉄板製造業				
一八七	ブリキ製造業	二〇	二〇	二〇	
一八六	伸線業				

二〇九	下水道業	三〇	三〇	三〇	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を
二〇八	ガス製造工場	二〇	二〇	二〇	
二〇七	精密機械器具製造業	一〇	一〇	一〇	
二〇六	輸送用機械器具製造業				
二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	二〇	二〇	二〇	
二〇四	プリント回路製造業	四〇	二〇	二〇	
二〇三	一般機械器具製造業				
二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇	一〇	
二〇一	電気めっき業	六〇	六〇	四〇	
二〇〇	非鉄金属製造業				
一九九	鉄鋼業(一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)				
二二八	写真業(写真現像・焼付業を	六〇	六〇	六〇	
二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	四〇	四〇	三〇	
二二五	リネンサプライ業	五〇	五〇	三〇	
二二四	宿泊業				処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。
二二三	飲食店	七〇	五〇	三〇	
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	八〇	四〇	三〇	
二二一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)	三〇	三〇	二〇	
二二〇	空瓶卸売業	三〇	二〇	二〇	
二二九	自動車整備業				含む。)
二二〇	病院	五〇	三〇	三〇	
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)	五〇	四〇	三〇	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第二欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。
					一 第一欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。
					二 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の1及び2の値はそれぞれ二〇、三〇とする。
					三 二のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第一号に規

二三三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	六〇	五〇	四〇	定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。
二三三	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇人以上五〇〇人以下のものに限る。)	八〇	八〇	四〇	一 昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、九〇、九〇、八〇とする。 二 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
二三三	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処				
二三三	二の項	三〇	二〇	二〇	
二三三	から前	三〇	二〇	二〇	
二三三	一 鉱業(三の項及び四の項に掲げる	三〇	二〇	二〇	
二三三	掲げるものをいふ。)	五〇	二〇	二〇	
二三三	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第一条の二の号に掲げるものをいふ。)	五〇	二〇	二〇	
二三三	地方卸売市場				
二三三	中央卸売市場	二〇	二〇	二〇	
二三三	と畜場				
二三三	死亡獣畜取扱業	四〇	四〇	四〇	
二三三	産廃廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)				
二三三	廃油処理業	二〇	二〇	二〇	
二三三	ごみ処理業	三〇	三〇	三〇	
二三三					理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。
7	以上のいずれにも属さないもの	四〇	二〇	二〇	
6	指定地域内事業場に係る雑排水及びし尿(二二の項及び二二三の項に掲げるものを除く。)	八〇	八〇	六〇	平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
5	自動式車両洗浄施設を使用する工程に係るもの				
4	水道業(二〇九の項に掲げるものを除く。)				
3	その他の製造業(日本標準産業分類三に属するもの)	四〇	二〇	二〇	
2	窯業・土石製品製造業(二五六の項から一七〇の項までに掲げるものを除く。)				
1	窯業・土石製品製造業(二五六の項から一七〇の項までに掲げるものを除く。)				

奈良県告示第百十五号

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「防止法」という。)第四条の五第一項及び第二項の規定により、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成十四年七月奈良県告示第二百十号(窒素含有量に係る総量規制基準)は、廃止する。ただし、平成十九年九月一日以後に特定施設の設置又は構造の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cni及びCn0の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成二十一年三月三十一日までの間は、なお従前のおりとする。

平成十九年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。)別表第二第三号二に掲げる区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二条第五項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一 平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。)第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^3$

設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)

二 平成十四年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。)	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{n0} \cdot Q_{n0}) \times 10^3$
--	---

備考

この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Qni及びQn0は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第一については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第百七十一号)別表第一号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という。)

Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
Cn 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の1に掲げる窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)
Qn 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

Cni 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の2に掲げる窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)
Cnと同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)
QniCno 平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合)については、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 一日につき立方メートル)
四 施行期日
平成十九年九月一日から施行する。
別表第一

業種その他の区分	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)	備考
二 畜産農業	六〇 六〇	1 2
三 天然ガス鉱業		
四 非金属鉱業	一〇 一〇	
五 肉製品製造業	二五 一〇	
六 乳製品製造業	一五 一〇	
七 畜産食料品製造業(前二項に)	三〇 一〇	

五九	五八	五七	五五	五一	五〇	四九	四八	
繊維工業で繊維機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	繊維工業で麻製織工程に係るもの	繊維工業(五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	
二〇	一〇	一五					二〇	
一〇	一〇	一〇					一〇	
第三欄の1の値は、六〇とする。								
六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇		
繊維工業で上塗りした織物及びに係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		の(前項に掲げるものを除く。)
二〇	一五		二〇	三〇	四〇	二〇		
二〇	一〇		一〇	一〇	一〇	一〇		
七八	七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナージングランドパルプ製造工程又は	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	木材薬品処理業	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	一般製材業又は木材チップ製造業	繊維工業(五五の項から前項までに掲げるものを除く。)	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	び防水した織物製造工程に係るもの
		一〇	二〇	一〇				
		一〇	一〇	一〇				

<p>八二 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造</p>	<p>八二 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>八〇 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしケミクラフトパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの</p>	<p>七九 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミクラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>サイモメカニカルパルプ製造工程に係るもの</p>						
	<p>八六 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でクラフトパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサイモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のクラフトパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサイモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの</p>	<p>八五 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの</p>	<p>八四 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの</p>	<p>八三 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)</p>						
<p>九七 パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(七六の項から前項までに掲げるものを除く。)</p>	<p>九六 繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)</p>	<p>九五 乾式法による繊維板製造業</p>	<p>九四 セロファン製造業</p>	<p>九三 重包装紙袋製造業</p>	<p>九二 段ボール製造業</p>	<p>九一 塗工紙製造業</p>	<p>九〇 手すき和紙製造業</p>	<p>八九 機械すき和紙製造業</p>	<p>八八 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの</p>	<p>八七 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)</p>
<p>一〇</p>	<p>一五</p>		<p>二〇</p>							
<p>二〇</p>	<p>一〇</p>									

二二五	脂肪族系中間物製造業	二五	一〇	一	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第二欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。
二二六	メタン誘導品製造業	二五	一〇	二	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、三〇〇とする。
二二七	発酵工業				
二二八	コールドール製品製造業	三三	一七		
二二九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	二五	一〇		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の1の値は、三〇とする。
二三〇	プラスチック製造業	一〇	一〇		窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の1の値は、二〇とする。
二二二	合成ゴム製造業	二五	一〇		窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。
二二三	有機化学工業製品製造業(二〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	二五	一〇		一 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。 二 イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。 三 メラミン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八五〇、八五〇とする。
二二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二五	一〇		
二二五	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	二五	一〇		
二二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二五	一〇		
二二七	石けん・合成洗剤製造業	二五	一〇		
二二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)				
二二九	塗料製造業				
二三〇	印刷インキ製造業				
二三一	医薬品原薬・製剤製造業	二五	一〇		医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二〇とする。
二三二	医薬品製剤製造業	二五	一〇		
二三三	生物学的製剤製造業	一〇	一〇		
二三四	生薬・漢方製剤製造業	一五	一〇		

一七三	高炉による製鉄業	一〇	一〇	一	コークス製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇〇、三三〇とする。
一七五	フェロアロイ製造業	二五	一〇		二 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇		
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	二五	一〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一七九	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）				
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業				
一八二	鋼管製造業	二五	一〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一八三	伸鉄業	一〇	一〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一八四	磨棒鋼製造業	二五	一〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、四〇とする。
一八五	引抜鋼管製造業	二五	一〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一八六	伸線業				
一八七	ブリキ製造業	一〇	一〇		
一八八	亜鉛鉄板製造業				
一八九	めっき鋼管製造業	二五	一〇		
一九〇	めっき鉄鋼線製造業				
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	一〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一九二	鍛鋼製造業	一〇	一〇		
一九三	鍛工品製造業	二五	一〇		
一九四	鋳鋼製造業	一〇	一〇		
一九五	鋳鉄物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）				
一九六	鋳鉄管製造業				
一九七	可鍛鋳鉄製造業				
一九八	鉄粉製造業				
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	二五	一〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
二〇〇	非鉄金属製造業	二五	一〇		
二〇一	電気めっき業	三〇	一〇		窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに

	二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二〇二	二〇一	一 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二五とする。	あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。
	二〇四	プリント回路製造業	二〇四	二〇一	一 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(あつては、第二欄の2の値は、一五とする。	二 半導体素子製造工程にあ
	二〇三	一般機械器具製造業	二〇三	二〇一	二 アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、三五とする。	
	二〇九	下水道業	二〇九	二〇一	標準活性炭汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去する方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)(あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二五とする。	つては、第三欄の2の値は、一五とする。
	二〇八	ガス製造工場	二〇八	二〇一	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)(あつては、第三欄の1の値は、三〇とする。	
	二〇七	精密機械器具製造業	二〇七	二〇一	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(あつては、第三欄の1の値は、二〇とする。	
	二〇六	輸送用機械器具製造業	二〇六	二〇一	共同調理場(学校給食法(昭	
	二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	二〇五	二〇一	空瓶卸売業	
	二〇二	和二十九年法律第六十号 第五条の二に規定する施設をいう。)	二〇二	二〇一	二二二 弁当仕出屋又は弁当製造業	
	二〇三	飲食店	二〇三	二〇一	二二三 宿泊業	
	二〇四	リネンサプライ業	二〇四	二〇一	二二四 洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	
	二〇五	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	二〇五	二〇一	二二五 自動車整備業	
	二〇六	病院	二〇六	二〇一	二二六 し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)	
	二〇七	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二條第三項第一号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄	二〇七	二〇一	二二七 第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二條第三項第一号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄	

二二六 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	二三五 廃油処理業	二三四 ごみ処理業	二三三 し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	二三二 し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。)	六〇 六〇 三〇 三〇	の順序に従い、三〇、二〇とする。
-------------------------------	--------------	--------------	------------------------------	--	----------------------	------------------

二二七 死亡獣畜取扱業	二二八 と畜場	二二九 中央卸売市場	二三〇 地方卸売市場	二三一 試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府・通商産業省令第一号)第一条の二号に掲げるものをいう。)	二二五 二五 二五	二二五 二五
----------------	------------	---------------	---------------	---	-----------------	-----------

別表第二

三 天然ガス鉱業	二 畜産農業	業種その他の区分			
		竈業含有量(単位:一リットルにつきミリigram)	一	2	備考

七 以上のいずれにも属さないもの	六 指定地域内事業場に係る雑排水及びし尿(二二二の項及び二二三の項に掲げるものを除く。)	五 自動式車両洗浄施設を使用する工程に係るもの	四 指定地域内事業場に係る雑排水及びし尿(二二二の項及び二二三の項に掲げるものを除く。)	三 以上のいずれにも属さないもの	二五 二五	二五
---------------------	---	----------------------------	---	---------------------	----------	----

<p>八一 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラ</p>	<p>八〇 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミクラ ンドパルプ製造工程(前工 程の未さらしケミクラ ンドパ ルプ製造工程を含む。)又は さらしセミケミカルパルプ製 造工程(前工程の未さらしセ ミケミカルパルプ製造工程を 含む。)に係るもの</p>	<p>七九 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミ クランドパルプ製造工程又は 未さらしセミケミカルパルプ 製造工程に係るもの(次項に 掲げるものを除く。)</p>	<p>七八 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でクラ ンドパルプ製造工程又はサ ーモメカニカルパルプ製造工 程に係るもの</p>	<p>七七 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイ トパルプ製造工程に係るもの</p>					
<p>八六 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でクラ ンドパ ルプ、リファイナークラ ンドパ</p>	<p>八五 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙 以外のものを原料とするパ ルプ製造工程に係るもの</p>	<p>八四 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料と し脱インキ又は漂白を行うパ ルプ製造工程(前工程の離解 工程を含む。)に係るもの</p>	<p>八三 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料と するパルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>八二 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラ フトパ ルプ製造工程(前工程の 未さらしクラフトパ ルプ製 造工程を含む。)に係るもの</p>	<p>フトパ ルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除く。)</p>				
<p>九五 乾式法による繊維板製造業</p>	<p>九四 セロファン製造業</p>	<p>九三 重包装紙袋製造業</p>	<p>九二 段ボール製造業</p>	<p>九一 塗工紙製造業</p>	<p>九〇 手すき和紙製造業</p>	<p>八九 機械すき和紙製造業</p>	<p>八八 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程 に係るもの</p>	<p>八七 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程 に係るもの(前項に掲げるも のを除く。)</p>	<p>ルフ又はサーモメカニカルパ ルプを主原料とする洋紙製造 工程(前工程のクラ ンドパ ルプ、リファイナークラ ンドパ ルプ又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程を有するものに 限る。)に係るもの</p>

一〇三 複合肥料製造業			一〇二 窒素質・りん酸質肥料製造業	一〇一 製版業	一〇〇 印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	九七 パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(七六の項から前項までに掲げるものを除く。)	九六 繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)
一五		一〇	一五				
		一〇〇とする。 三 尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五〇〇、一一〇〇とする。	一〇 一 アンモニア製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。 二 アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、一一〇とする。 三 尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五〇〇、一一〇〇とする。				
				一〇八 無機化学工業製品製造業(一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇七 無機顔料製造業	一〇六 電炉工業	一〇四 化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)
				五〇 三〇	五〇 四〇		
六 酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第三欄の二		五 酸化銀製造工程にあつては、第三欄の二の値は、四〇とする。	四 イットリウム化合物製造工程にあつては、第三欄の二の値は、四〇とする。 五 酸化銀製造工程にあつては、第三欄の二の値は、四〇とする。	二 酸化コバルト製造工程にあつては、第三欄の二の値は、四〇とする。	一 バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては、第三欄の二の値は、四〇とする。		
二二三 石油化学系基礎製品製造業 有機化学工業製品製造工程)	二二二 石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの	二二二 石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係るもの	二二二 石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係るもの	二二〇 石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの	二一九 石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係るもの	二一五	七 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の二の値は、四〇とする。
二一〇				二一〇 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第二欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇とする。	二一〇 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第二欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。	二一〇 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第二欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。	二一〇 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第二欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。

